制 Τ, 民年金保険料の 案内

産前産後期間の免除制度

計算されます。 する際に納めた期間として 用できます。産前産後期間 が出産した際に、出産前後 の免除は、将来年金を受給 期間の保険料免除制度を利 国民年金第1号被保険者

対象となる方

が平成31年2月1日以降の 第1号被保険者で出産日

免除される期間

単児妊娠の場合

か月間 が属する月の前月から4 出産予定日または出産日

多児妊娠の場合

ら6か月間 出産予定日または出産日 が属する月の3か月前か 妊 娠 85 日 $\widehat{4}$

※出産とは、 も含みます。 産・流産・早産された方 か月)以上の出産で、 死

の出産日及び親子関係がわ

かる書類をお持ちください。

付加保険料

※付加保険料の納付は別途 とができます。 受給する年金額を増やすこ を上乗せして納めることで、 付加保険料(月額400円) 金保険料は免除されますが 申請が必要になります。 産前産後期間は、 国民年

申請先

国保年金班 年金事務所または住民課

申請受付

ら申請できます。 出産予定日の6 か月前か

手続きに必要なもの

産前に申請する場合

健康手帳などをお持ちく

出産予定日がわかる母子

ださい。

ですが、被保険者と子が別世 母子手帳などは原則不要 出産後に申請する場合

出生証明書など

退職(失業)による特例免除

ります。 または猶予される制度があ た場合は、 を納めることが難しくなっ 申請により免除

た方の所得が審査対象から すが、退職(失業)時の特例 年所得が審査対象になりま 除外されます。 免除では、 本人・配偶者・世帯主の前 通常の免除・猶予申請 退職 (失業) され

申請に必要なもの

①個人番号(マイナンバー) 基礎年金番号がわかるも が確認できるものまたは 0) (年金手帳等)

②失業していることを確認 資格喪失確認通知書等) できる公的機関の証明の (雇用保険受給資格 雇用保険被保険者

84 1 2 1 4

退職(失業)により保険料

対象期間

する日以降の最初の3月31

申請に必要なもの

- 印かん
- 対象者の被保険者証
- 証明書
- 保護者名義の通

82 3 4 0 0

高校生の医療費を助 成

当となります。 医療機関にかかった分が該 を助成する制度です。 必要で、資格登録日以後の 事前に資格登録の申請 医療機関を受診したと 保険診療の一部負担 金 が

ご家庭には、健康こども課 学校を卒業する生徒がいる から通知します。 なお、令和4年3月に中

アクセス

対象者

成19年4月1日生まれまで と、資格登録が済んでいな の就学している方 い高校新2年生、 (平成16年4月2日から平 令和4年度高校新1年生 新3年生

日まで 資格登録日から18歳に達

- 学生証の写しまたは在学

11間健康こども課こども班

予約方法 設の予約方法と利用方法 町社会教育·社会体育施

②町公式ホームページから ①社会文化課窓口にて利 場合はFAXにて利用者 公共施設予約システムへ 登録用紙を提出でも可) 者の登録 (来庁が難し 13 用

③登録時に割り当てられる 利用者番号とパスワード でログイン

④施設案内·予約画面 ※事前予約は登録者の住所 ※電話での予約もできます。 か月前から、 なります。 となります 1か月前から予約が可能 により予約可能期間が異 利用目的等で施設を予約 町内の方は2 町外の方は から

利用方法

に記入してからご利用くだ 願いを確認し、 イドラインと利用者へのお 施設を利用する際にはガ 利用確認書

過社会文化課施設管理班